

# 大分県の運動部活動の在り方に関する方針【概要】

## 趣旨等

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年 3月スポーツ庁）に則って策定。
- この方針は、本県の中学校及び高等学校段階における運動部活動を対象とするが、高等学校段階では、各学校において中学校の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。
- 本県の実情や生徒の発達段階を踏まえ、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校、競技種目等の実態に応じて、運動部活動が以下の点を重視し多様な形で最適に実施されることを目指す。
  - ・ バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。
  - ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。
  - ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。

## 構成

1 適切な運営のための体制整備	(1)運動部活動の方針の策定等 (2)指導・運営に係る体制の構築
2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	(1)適切な指導の実施 (2)運動部活動用指導手引の活用
3 適切な休養日等の設定	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備	(1)生徒のニーズを踏まえた運動部の設置 (2)地域との連携等
5 学校単位で参加する大会等の見直し	

## 1 適切な運営のための体制整備

### (1)運動部活動の方針策定等

県教育委員会	○県の方針策定
学校設置者(市町村・学校法人)	○設置する学校に係る方針策定
校長	○学校の活動方針策定 ○活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表
運動部顧問	○年間の活動計画等の作成と当該生徒・保護者への情報提供

### (2)指導・運営に係る体制の構築

県教育委員会 市町村(教育委員会) 学校法人	○部活動指導員制度の効果的活用と部活動指導員に対する定期的な研修の実施 ○運動部顧問及び学校管理職を対象とした研修実施 ○教師の運動部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を実施
校長	○適切な指導、運営・管理体制の構築と適正な数の運動部の設置 ○各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正 ○教師の運動部活動への関与について、業務改善及び勤務時間管理等を実施 ○運動部活動の指導方針について関係者の共通理解を図る機会の設定

## 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

### (1)適切な指導の実施 (2)運動部活動用指導手引の活用

校長	○「運動部活動での指導のガイドライン」(国)や「運動部活動の指導の在り方」(県)等を活用し、生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの根絶を徹底 ○夏季の活動における熱中症事故の防止等の安全確保の徹底
運動部顧問	○生徒のニーズの把握と生徒の主体性を尊重した上での、目標・指導方針の設定 ○競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等による、短時間で効果が得られる指導の実施 ○発達の個人差や女子の成長期における心身の状態等を踏まえた指導の実施

### 3 適切な休養日等の設定

#### <休養日及び活動時間の基準>

##### 【中学校】

- 週当たり2日以上 of 休養日を設ける。(平日1日以上、週末1日以上)
- 活動時間は、長くとも平日2時間程度・休業日3時間程度とし、できるだけ短時間で合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う

##### 【高等学校】

- 原則、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。※1日は、週休日とすることが望ましい
- 活動時間は、原則、平日3時間程度・休業日4時間程度とし、できるだけ短時間で合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う
- 高等学校は、学校の実態や特色及び競技種目の特性、大会・シーズン等を考慮し、各学校において弾力的に休養日や活動時間を設定することができる  
ただし、その場合にあっても、週に1日及び月に1日以上 of 週休日を完全休養日とする

##### 【共通基準】

- 長期休業中は、上記基準に加え連続した休養日やある程度長期の休養期間を設定する
- 休養日として設定した日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替え、休養日を確保する
- 大会参加等で基準とする活動時間を上回った場合は、休養を増やすなど、週や月単位で他の日の活動時間において調整するなどし、生徒にとって過重な負担とならないよう配慮する

県教育委員会	○休養日及び活動時間の設定状況、実施状況の調査を行い、適宜、指導・是正を行う
市町村(教育委員会) 学校法人	○「設置する学校の運動部活動の方針」において、休養日及び活動時間の基準を設定し、明記する。また、適宜、支援及び指導・是正を行う
校長	○「設置者の方針」に則り、運動部活動休養日及び活動時間等を設定し、公表する ○各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する

### 4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備

#### (1)生徒のニーズを踏まえた運動部の設置 (2)地域との連携等

県及び市町村教育委員会	○生徒のスポーツ活動の機会が損なわれないよう、合同部活動の取組を推進 ○総合型地域スポーツクラブをはじめとした地域スポーツ団体との連携の推進 ○生徒がスポーツに親しめる場所の確保に向けた学校体育施設開放事業の推進
校長	○生徒の多様なニーズに応じた活動のできる運動部の設置を検討 ○地域との連携や保護者の理解と協力等によるスポーツ環境整備の推進

### 5 学校単位で参加する大会等の見直し

県及び市町村教育委員会 学校法人 学校体育団体	○大会の参加規定や規模、日程、運営の在り方等に関する見直しを検討 ○学校単位で参加する大会等の全体像の把握、大会の統廃合等についての要請 ○各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等について検討
校長	○参加する大会等の精査